○香南香美老人ホーム組合監査委員の事務執行に関する条例

昭和４２年８月１日

条例第３号

改正　昭和62年3月30日　 条例第3号

平成18年2月22日　 条例第1号

平成20年3月25日　 条例第1号

平成22年11月30日　条例第5号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０２条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求による監査）

第２条　監査委員は、法第９８条第２項の請求又は第１９９条第６項の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から１０日以内に監査に着手しなければならない。

（定期監査）

第３条　監査委員は、法第１９９条第４項の規定による監査を行うときは、あらかじめ、監査の日時を組合長に通知しなければならない。

（決算等の審査）

第４条　監査委員は、法第２３３条第２項の規定により、決算及び書類が審査に付されたときは、５日以内に意見をつけて組合長に送付しなければならない。

（現金出納の検査）

第５条　法第２３５条の２第１項の規定による検査は、毎月５日に行う。ただし、止むを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

（公表）

第６条　監査委員は、監査結果の公表については、その内容を平易に、かつ、簡明にしなければならない。

第７条　法第１９９条第９項の規定による公表は、香南香美老人ホーム組合公告式条例（昭和４２年条例第２号）第２条の規定を準用する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第３号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日条例第１号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第５号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。